

岩手県病院薬剤師会における災害時情報共有体制及び医療救護活動について

1. 目的

災害発生時に、岩手県病院薬剤師会が速やかに機能的で適切な医療支援活動ができるように「岩手県病院薬剤師会における災害時情報共有体制及び医療救護活動について」を定める。なお、共有情報は必要に応じ、岩手県災害対策本部等へ提供することとする。

2. 運営体制

(1) 岩手県地域防災計画で指定する基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院、計 11 機関とする。

基幹災害拠点病院	岩手医科大学附属病院	
地域災害拠点病院	盛岡保健医療圏	県立中央病院
	盛岡保健医療圏	盛岡赤十字病院
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院
	両磐保健医療圏	県立磐井病院
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院
	釜石保健医療圏	県立釜石病院
	宮古保健医療圏	県立宮古病院
	久慈保健医療圏	県立久慈病院
	二戸保健医療圏	県立二戸病院

(2) 基本的には上記医療機関のうち、岩手県病院薬剤師会会長（以下、県病薬会長）の指定する、岩手医科大学附属病院、盛岡赤十字病院及び県立中央病院に岩手県病院薬剤師会役員又は会員が参集し、連携・調整を取りながら情報共有を図るものであること。

参集場所は、原則として岩手県病院薬剤師会事務局のある岩手医科大学附属病院薬剤部とする。

尚、参集できない場合は岩手県病院薬剤師会ホームページを活用し情報を収集する。

3. 情報共有活動

(1) 情報共有活動

当該医療機関は、相互に支援を行う体制を整備するために、医療スタッフ及び医薬品等の確保状況などの情報を共有する。

(2) 各圏域の地域災害拠点病院の情報等

原則として各圏域の地域災害拠点病院の情報等は県立中央病院が取り纏める。なお、県病薬会長は必要に応じ、各圏域の会員に対し参集要請することができるものであること。

尚、参集できない場合は岩手県病院薬剤師会ホームページを活用する。

(3) 岩手県災害対策本部本部員会議等への情報提供

県病薬会長は必要に応じ、岩手県災害対策本部本部員会議又はいわて災害医療支援ネットワーク会議への出席

機関である、岩手医科大学、岩手県保健福祉部医療政策室の担当者、岩手県医療局業務支援課薬事に、医薬品等の確保状況などの情報を提供すること。

(4) 岩手県薬剤師会会長との情報共有

県病薬会長は必要に応じ、岩手県薬剤師会会長と情報交換を行い、情報を共有すること。

(5) 日本病院薬剤師会との情報共有と薬剤師の派遣要請

県病薬会長は必要に応じ、日本病院薬剤師会と情報共有を行い、災害登録派遣薬剤師、災害ボランティア薬剤師の派遣要請を行う。

4. 医療救護活動

(1) 岩手県病院薬剤師会における薬剤師の派遣

日本病院薬剤師会より災害登録派遣薬剤師、災害ボランティア薬剤師の派遣要請があった場合は、岩手県病院薬剤師会から災害登録派遣薬剤師、災害ボランティア薬剤師を派遣できるように対応する。

(2) 派遣対象者

日本病院薬剤師会災害医療本部が加入手続きをするボランティア保険に加入すること。

※ 災害登録派遣薬剤師

原則、自己完結型とし、以下の①～⑦のすべてを満たすことができる者とする。

- ① 病院・診療所に従事している薬剤師または実務経験（5年以上）がある薬剤師で、日本病院薬剤師会会員であること。
- ② 施設長及び所属長に許可が得られていること。
- ③ 現地での業務に耐えうる健康状態であり、一定期間活動ができること。
- ④ DMAT 隊員、病院単位または病院団体単位で災害派遣されるチームの隊員ではないこと。
- ⑤ 「災害医療支援のための手引き」に記載されている現地での活動を行えること。
- ⑥ 原則として、派遣要請があった場合は速やかに活動できること。
- ⑦ 普通自動車免許を取得していること及び災害薬事に関する研修を修了していることが望ましい。

※ 災害ボランティア薬剤師

原則、自己完結型ボランティアとし、以下の①～③のすべてを満たすことができる者とする。

- ① 病院・診療所に籍を有する薬剤師または過去に従事したことがある薬剤師で、日本病院薬剤師会会員もしくは過去に会員歴があること。
- ② 施設長及び所属長に許可が得られていること。
- ③ 現地での業務に耐えうる健康状態であり、一定期間活動ができること。

(3) 派遣費用

※ 災害登録派遣薬剤師

- ① 交通費（レンタカー借用費を含む）・宿泊費は実費支給する。
- ② 派遣期間に応じて日当 3000 円が支給される。

※ 災害ボランティア薬剤師

- ① 交通費・宿泊費・日当は支給されない。

(4)その他

岩手県病院薬剤師会における薬剤師の派遣については、上記のほか、日本病院薬剤師会の「災害医療支援のための手引き（Ver.1.5）」を準用すること。

5. その他

このほか、必要な事項は別に定める。

沿革

2015年10月1日：「岩手県病院薬剤師会における災害時情報共有体制及び医療救護活動について」施行

2021年6月1日：「災害医療支援のための手引き（Ver.1.3）」改訂に伴う改定

2024年8月28日：「岩手県地域防災計画で指定する基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院」の指定変更に伴う改訂